資料4

## 今後の公共用水域水質モニタリングの方向性に関する論点

- . 基本的な考え方
- 1.水質汚濁による人の健康影響を防止するとともに、水質汚濁の総合的な状況について地域的・経時的に把握するため、適切な水質モニタリングの水準を確保するとともに、基準超過時等の対応を適切に行い、水質汚濁防止対策につなげる体制が必要。
- 2.公共用水域水質モニタリングは法定受託事務であり、地方分権一括法に基づく 処理基準が都道府県知事及び政令市長宛て通知されていることから、これを改正 することが想定される。
- 3.環境省の政策評価では、「水環境の監視等の体制の整備」が評価項目となっている。公共用水域水質モニタリングの適切な水準の確保に向け、定量的な目標を設定することが適当。
  - . 処理基準の改正
- 1. 測定計画
  - (1)モニタリング地点・頻度の基準の設定
    - < 現状 > 現在、モニタリングの地点・頻度を設定するに当たって、現在の処理 基準には重点化・効率化の記述がなく、地方公共団体が地域の状況を踏ま えてそれぞれに判断して重点化・効率化を行っている。
    - < 論点 > モニタリングの重点化・効率化を図るため、「水質モニタリング効率 化指針」等の内容を極力処理基準に盛り込むべきではないか。
  - (2)測定計画の取扱いについて
    - <現状>測定計画に記載する項目については現在の処理基準には具体的に記述されておらず、測定計画の内容は都道府県によって異なっている。特に災害等の影響を把握するための測定については処理基準に規定がなく、測定計画には位置づけられていない。

測定地点・頻度の設定の考え方について、現行の都道府県の測定計画では特段記載されておらず、地域住民等にとって分かりにくいものとなっている可能性がある。

<論点>記載すべき具体的項目を処理基準に書くべきか。また書くとすればどのような項目を盛り込むべきか(測定地点名称、位置(図)、測定項目、測定頻度、測定方法、災害等の影響把握のための測定、数値の取扱い方法等)。 測定地点・頻度の設定の考え方について、測定計画への記載又は何らか の文書として作成・公表すべきでないか。

## 2.測定データの確認及び精度管理に関する具体的基準の設定

- < 現状 > 水質測定事務については、ほとんどの地方公共団体で民間測定機関への委託が進んでおり、測定データのチェックや精度管理についても測定機関に依存する部分が多くなっている。また、データの確認のタイミングが不適切であったり、測定値の妥当性の検討体制が確保されていないケースも見られる。
- < 論点 > モニタリングデータの確認及び精度管理の具体的基準をどのように設定するべきか。

## 3.測定結果の公表

- < 現状 > 現行の処理基準には、測定結果の公表に関する規定がなく、地方公共 団体毎に判断され、各々のホームページ等で測定結果を公表している。
- < 論点 > 測定結果については、速やかに公表し、地域住民等に対する情報提供 を行うようにするべきではないか。

## 4 . 基準超過時等の対応

- < 現状 > 現行の処理基準には、環境基準を超過した場合、環境基準値を超過する値が検出された場合、測定値が大きく変動した場合の対応について規定がない。
- < 論点 > 環境基準を超過した場合、環境基準値を超過する値が検出された場合、 測定値が大きく変動した場合における必要な対応(関係者への周知や原因 の究明等)について何らかの基準を設けるべきではないか。また、生活環 境項目について、どのように取り扱うべきか。
- . 政策評価における水質常時監視の指標と目標値の設定
  - < 現状 > 水質常時監視については、政策評価における指標と目標値が設定されておらず、目標の達成度を定量的に評価できていない。
  - <論点>指標としては地点数や検体数等が考えられるのではないか。また目標値の考え方として、現状の水準を基礎とする方法や、面積、人口、製造品出荷額、農業産出額当たり等の適切な水準を算出しこれを原単位とする方法等について検討する必要があるのではないか。
- . その他(今後の検討事項)

公共用水域水質モニタリングにおける国の役割について

- 1.都道府県の水質測定計画や測定結果について国で評価する場の設定
- 2. 簡易、自動測定機器による測定やバイオアッセイ等、先進的或いは迅速なモニタリング技術の開発等